

(別添)

令和6年度長崎県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

1. 目的

大麻・けしに係る事犯の発生は、関係機関の努力にもかかわらず依然として後を絶たない現状にあり、これらの事犯の発生を防止するためには、不正栽培事犯の発見に努めるとともに、犯罪予防の観点から、自生する大麻・けしを一掃することが重要である。

本運動は、不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これら的大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図ることを目的とする。

2. 実施期間

令和6年4月1日(月)から同年6月30日(日)までの間とする。

3. 実施機関

長崎県

4. 実施事項

(1) 広報機関等による啓発指導

自己の広報組織を全面的に活用して、それぞれの実情に即した広報活動を行うとともに積極的に報道機関の協力を求め、関係資料を提供する等本運動の趣旨の普及徹底を図る。

(2) 児童・生徒に対する啓発指導

教育委員会の協力を得て、管下の小学校及び中学校等の児童・生徒に対し、学校薬剤師等により本運動の趣旨を普及する。

(3) 集会等の場の活用

各種団体が行う集会等を活用して講師の派遣、啓発資材等により、大麻・けしに関する正しい知識を普及し、更に不正に栽培されている大麻・けし及び自生する大麻・けしを発見した場合は、速やかに、薬務行政室、県立保健所又は警察署に通報するよう本運動の趣旨の徹底を図る。

(4) 大麻・けし栽培者に対する指導

大麻・けし栽培者に対して関係法令を遵守することはもちろん、盗難その他の事犯を未然に防止するよう指導の徹底を図る。

(5) 不正大麻・けしの発見除去等

九州厚生局麻薬取締部及び関係機関と緊密な連携を保ち、不正に栽培されている大麻・けし及び自生する大麻・けしの発見に努め、これを発見したとき、又は通報があったときには、速やかにこれを除去する等所要の措置を講ずる。